

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度 第3回 福津市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和6年1月11日(木) 午後 7時00分から 午後 7時40分まで	
開 催 場 所	福津市役所 別館1階 大ホール	
委 員 名	〈出席委員〉 廣渡 由利弥 中島 究 高木 義明 仲村 亀雄 東 陽子 片岡 礼子 〈欠席委員〉 真次 誠一郎 古野 貴 都島 直來	
所 管 課 職 員 職 氏 名	市民生活部長 谷口 由貴 保険年金医療課長 榎 美佳 保険年金係長 笹田 美和 保険年金係 大坪 莉奈	
会 議	議 題 ( 内 容 )	「福津市国民健康保険事業の運営について(答申)【案】」について
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0名
	資料の名称	・令和5年度第3回福津市国民健康保険運営協議会次第 ・令和6年度国保事業費納付金本算定結果等について ・福津市国民健康保険事業の運営について(答申)【改定せず据え置く場合】 ・福津市国民健康保険事業の運営について(答申)【改定する場合】
会 議 録 の 作 成 方 針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
		<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
		<input type="checkbox"/> 要点記録
		記録内容の確認方法 委員確認
その他の必要事項		

令和5年度 第3回 福津市国民健康保険運営協議会会議録

令和6年1月11日  
市役所 別館1階 大ホール

(事務局) 本日は、年始のお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。  
なお、本日は日程調整の関係で古野委員のご都合が合わなかったことと、都島委員と真次委員が、体調のご都合で欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。  
まずはじめに、前回の会議の際にお伝えをしておりましたが、公益代表として農業委員会より推薦をいただいております、小澤和幸委員が退任されました。そして、仲村亀雄委員に就任いただくこととなりましたのでご報告いたします。  
本日、会議のはじめに委嘱状の交付を行います。  
そのあとに、会長及び会長の職務代行者の選任を行いたいと考えております。会長選任までの間は事務局で進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより、委嘱状の交付を行います。  
市長の原崎が公務により不在のため、市民生活部長の谷口が行います。  
谷口部長、よろしくお願いいたします。  
仲村委員は前にお済み下さい。

**【部長より、委員に対し委嘱状の交付】**

それでは、ただいまより令和5年度第3回福津市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

福津市国民健康保険運営協議会委員名簿をお配りしております。  
福津市国民健康保険条例第2条第1項第1号から3号の規定により委員の定数が定められています。構成は1号委員の被保険者代表委員3名、2号委員の保険医及び保険薬剤師代表委員3名、3号委員の公益代表委員3名です。委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、本協議会の成立宣言を行います。国民健康保険運営協議会規則第5条第1項の規定により各代表1名以上を含む過半数の委員の出席で会が成立します。  
本日は各代表1名以上、6名のご出席をいただいておりますので、定数を満たしておりますので、本協議会は成立いたします。

## 1. 会長及び会長の職務代行者の選出

- (事務局) 次第1の「会長及び会長の職務代行者の選出」を行います。  
国保運営協議会規則第2条第2項の規定により、会長及び会長の職務代行者の選挙の方法は、協議会の議決によって定めることとなっています。  
また、会長については、国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、公益を代表する委員から全委員がこれを選挙するとなっています。  
皆さまに会長及び会長の職務代行者の選出方法についてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**【意見なし】**

- (事務局) 特にご意見がないようでしたら、事務局に一任していただきたいと考えますがよろしいでしょうか。

**【委員同意】**

- (事務局) ありがとうございます。それでは事務局案についてご説明いたします。  
会長につきましては、公益代表委員の片岡礼子委員、会長の職務代行者につきましては、公益代表委員の東陽子委員を提案いたします。  
このことにつきまして、ご意見はございませんでしょうか。

**【意見なし】**

- (事務局) ご意見がないようでしたら、事務局の案で採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【委員了承】**

- (事務局) それでは、会長及び会長の職務代行者の選任について、事務局提案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

- (事務局) 全員賛成です。よって事務局案のとおり決定いたしました。  
ここで、会長に就任されました片岡礼子委員にごあいさつをいただきます。

## 2. 会長あいさつ

**【会長あいさつ】**

- (事務局) ありがとうございました。それではこの後の議事進行につきましては、国保運営協議会規則第2条第1項の規定により片岡会長にお願いいたします。  
なお、会長には席を移動していただきますので、しばらくお待ちください。

それでは、このあとの進行につきましては、片岡会長にお願いいたします。

**3. 議事録署名人の指名**

- (会長) それでは次第に沿って進めます。滞りなく進行しますよう皆様のご協力をお願いします。  
はじめに本会議の議事録署名人の指名をいたします。国保運営協議会規則第8条第1項の規定により、会長及び会長の指名する出席委員が会議録の署名をすることになっておりますので、指名をさせていただきます。  
公益代表の東委員にお願いいたします。  
議事に入ります前に、本会議は公開となっておりますが、本日は傍聴希望がありませんでしたのでこのまま進めます。

**4. 議事**

(1)「福津市国民健康保険事業の運営について(答申)【案】」について

- (会長) それでは議事に入ります。会が円滑に進行しますよう皆様のご協力をお願いします。  
まず、議題について事務局は説明をお願いします。

**【事務局から説明】**

- (会長) ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問がありましたらご発言ください。
- (委員) 資料4ページの「納付金と保険税の関係」についてお伺いします。市町村向け公費とはどのように交付されているのですか。これは被保険者が納付している金額ではないですね。
- (事務局) 現年度保険税というのが、被保険者の皆さんからいただいている保険税です。市町村向け公費というのは、健康づくりや保険者努力に対する評価によって配分される県からの交付金や保険税軽減制度により軽減した税額分の国・県が負担す

る交付金や市が負担する繰入金などを指しています。

(委員) この金額は決まっていないのですか。

(事務局) はい。今年度ベースで見込んだ金額になっております。決定金額は来年度にならないと分かりません。ただ、確実な金額のみを見込んでおりますので、見込んである金額よりも減ることは少なく、むしろ増えるであろうと考えています。

(委員) もう一つ伺います。資料5ページの1人あたりの令和6年納付金額はおよそ15万円となっておりますが、税率を変更しようかという話もあったということですか。

(事務局) 前回の仮算定の結果では、示された納付金額から算出すると、およそ8400万円不足すると見込まれたので、その分を、税率を上げて賄うか、もしくは貯めている基金を活用するかという話をさせていただいていました。ただ、先ほど説明しましたように、納付金の金額がおよそ9000万円下がりましたので、8400万円の財源不足が来年度は生じない見込みとなりました。そのため、税率を上げる前提の条件が変わってしまったので、来年度に関しては据え置きとさせていただくのが良いのではないかと提案させていただきました。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) 他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいませんか。

(委員) 今回、8400万円の不足見込みだったのが、納付金が9000万円下がったことで、その差額が歳入総額の約10%になっていますが、そのくらいの差額はあるという認識でいたほうがいいのかと思いました。また、今回およそ700万円の積み立てができそうだということですが、この積み立てをずっとそのままにしておくのはもったいないので、税率を下げるという選択肢はあるのでしょうか。今年度も不足見込みが結果的には基金を積み立てることができ、来年度も積立ができそうだということで、このままでは積立金額が増える一方なので、市民の皆さんにお返しをするという意味でも、税率を下げるという選択肢もあるのではないかと思います。ただ、被保険者数も減っていく、医療費は上がっていくという中で、どう判断すべきなのかとても難しいという感想を持ちました。

(事務局) おっしゃる通りだと思います。納付金がおよそ9000万円下がり、積立が増えるのであれば、税率を下げるという選択肢もあるのかもしれません。ただ、今回9000万円も納付金が下がったのは、県が決算剰余金として余ったお金を放出しましょうという一過性のものであって、今後、このように納付金額が下がる

かどうか分からないということと、県内統一に向けた取組をしている途中なので、今後も納付金額が上がると想定されます。このタイミングで税率を下げたとしても、また税率を上げないといけなくなったときに、上げ幅が大きくなってしまう可能性があるため、今税率を下げることは難しいと考えています。今後、県内統一化が進んだときに、やはり基金が残っているとなり、完全統一化前の場合には、税率を下げることは可能であると考えています。

(委員) ありがとうございます。本当に判断が難しい案件であると思いますが、積立金をずっと貯めておくのではなく、何らかの形で市民の皆さんに還元できたら良いのかなと思います。

(事務局) そうですね。ありがとうございます。

(会長) 他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいませんか。

**【意見・質問なし】**

(会長) それでは、事務局から提案のあった令和6年度の保険税の見直し案について、前回の会議の時点では不足分をまかなうために基金を取り崩すかどうかについて、2つの答申【案】について審議をする予定でしたが、先ほどの事務局の説明において、事業費納付金の確定額が、およそ9000万円減額になったとのことです。

事務局からの説明では、財源不足が生じない見込みとなったことから、『改定せずに据え置きとする』案の選択でよいかという提案がありました。

会としての意見をまとめたいと思います。

お一人ずつご意見やお気持ちをお尋ねして、最後に挙手によって採決を行いたいと思います。

「不足分が生じない見込みとなったため、『改定せずに据え置きとする』ということとよいかということについて、席の順番でこちら側から、答申【案】の表現についてのご意見やお気持ちなど、一言でも結構ですので教えていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員) 『改定せずに据え置きとする』案で問題はないと思います。あまり基金を貯めすぎるのはどうかと思いますが、基金は財源の不足以外で何に使うのでしょうか。

(事務局) 健康づくり事業等に活用します。

- (委員) 分かりました。ありがとうございます。今回は税率を改定しないということで良いと思います。
- (委員) 2つ案が出ていましたが、今回は財源不足になるという前提で保険税を上げること話を話していましたが、不足が生じない見込であれば、『改定せずに据え置きとする』案しかないと思います。
- (委員) 事務局の案が良いと思います。賛成です。
- (委員) 財源不足は生じないということなので、基金もできるだけ使わずに、保険税も据え置きとする方法が良いと思います。
- (委員) 財源不足は生じないということなので、このまま据え置きで良いと思います。ただ、一般市民の気持ちとしては、基金が余っていることを分からないので、もちろん税率が下がることは嬉しいですが、税率を上げるとなった時に大変になるのが協議会に参加されている方々だと思うので、その辺は考えながら協議をしていく必要があると思います。また、健康づくり事業などで、市民の皆さんに還元していただければと思います。
- (会長) 他にご意見のある方はいらっしゃいませんか。
- 【意見なし】**
- (会長) それでは採決に移ります。  
「令和6年度の税率は据え置きとして、不足が生じる場合は基金を充てる方法」が良いと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 【全員挙手】**
- (事務局) ありがとうございます。古野委員からも書面にて、『改定せずに据え置きとする』案がよいというご意見をいただいております。  
それでは、本日の皆さまのご意見を踏まえ、令和6年度の税率は『改定せずに据え置きとする』という内容で答申をまとめ、会長から市長へ提出するというように進めさせていただきたいと思っております。  
また、市民の皆さんに還元できる事業を考えていきたいと思っております。
- (会長) 保険医代表の先生方に助言をいただきながら、健康づくり事業の内容を考えて

いくことができたら良いと思っております。よろしく願いいたします。  
他にどなたかございませんでしょうか。  
事務局から事務連絡以外で何かありませんか。  
他に意見がないようでしたら、これをもちまして本日の議事については終了いたします。  
それでは、これで議長を退かせていただきます。みなさまのご協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。

< 終 了 >